

○河北郡市広域事務組合規約

制定 平成16年3月1日許可
改正 平成17年3月23日許可
平成18年1月16日届出
平成19年3月29日許可
平成20年8月1日許可
平成28年1月1日許可
令和元年12月19日届出

(組合の名称)

第1条 この組合は、河北郡市広域事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、かほく市、津幡町及び内灘町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 一般廃棄物処理施設の設置、管理及び運営（ただし、関係市町が設置するものを除く。）に関する事。
- (2) 一般廃棄物の処理計画の策定及び処理並びに容器包装廃棄物の分別収集計画の策定及び処理に関する事。
- (3) 下水汚泥等を焼却処理し再生利用する施設の設置、管理及び運営（ただし、関係市町が設置するものを除く。）に関する事。
- (4) 火葬場の設置、管理及び運営に関する事。
- (5) 関係市町の広域行政事務の連絡調整に関する事。
- (6) その他前各号に付帯する事務

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、河北郡津幡町字領家ル9番地1に置く。

(組合の議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「議員」という。）の定数は12人とし、その選出区分は次のとおりとする。

かほく市	4人
津幡町	4人
内灘町	4人

2 議員は、関係市町の議会において、その議会の議員から選挙する。

3 議員に欠員を生じたときは、当該議員を選出した議会において、速やかに補充しなければならない。

(議員の任期及び失職)

第6条 議員の任期は、関係市町の議会の議員の任期とする。

2 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 議員が関係市町の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

(議長及び副議長)

第7条 組合の議会は、議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、議員の任期とする。

(議決方法の特例)

第8条 組合の議会の議決すべき事件のうち関係市町の一部に係るものの議決の方法については、当該事件に係る関係市町から選出されている議員の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決定するものとする。

(理事会)

第9条 組合に理事会を置く。

- 2 理事会は、3人の理事をもって組織する。
- 3 理事は、関係市町の長をもって充てる。
- 4 理事の任期は、関係市町の長の任期とする。

(理事長及び理事長職務代理者)

第10条 理事会に理事長及び理事長職務代理者各1人を置く。

- 2 理事長は、理事が互選する。
- 3 理事長は、理事会に関する事務を処理し、理事会を代表する。
- 4 年長の理事を理事長職務代理者とする。
- 5 理事長職務代理者は、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときはその職務を代理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、理事会の組織及び運営に関し必要な事項は理事会が定める。

(会計管理者)

第11条 組合に会計管理者を置く。

- 2 会計管理者は、理事会の補助機関である職員のうちから理事会が任命する。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、理事会が組合議会の同意を得て、識見を有する者及び議員のうちから各1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者にあつては4年とし、議員から選任された者にあつては、議員の任期とする。

(補助職員)

第13条 第11条に定める者のほか、組合に必要な職員を置き、理事会がこれを任免する。

- 2 前項の定数は、条例で定める。

(組合の経費の支弁の方法)

第14条 組合の経費は、組合の事業により生ずる収入、関係市町の分担金その他の収入をもって充てる。

- 2 前項の分担金の賦課方法は、別表のとおりとする。

附 則

- 1 この規約は、石川県知事の許可のあった日から施行し、平成16年3月1日から適用する。
- 2 この規約による変更後の河北郡市広域事務組合同規約第14条第2項の規定については、平成16年4月1日から適用し、同日前については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年3月23日石川県知事許可)

- 1 この規約は、石川県知事の許可のあった日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年1月16日石川県知事届出)

- 1 この規約は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規約による変更後の河北郡市広域事務組合理約別表備考第5項の規定にかかわらず、平成18年度から平成19年度における下水汚泥処理処分に係る均等割における関係市町の負担割合については、次の表に定める割合とする。

年度区分	関係市町名	負担割合
平成18年度	かほく市	45%
	津幡町	27.5%
	内灘町	27.5%
平成19年度	かほく市	40%
	津幡町	30%
	内灘町	30%

附 則（平成19年3月29日石川県知事許可）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月1日石川県知事許可）

- 1 この規約は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 この規約による変更後の河北郡市広域事務組合理約別表備考第10項の規定にかかわらず、平成20年度における斎場維持管理及び斎場建設に係る人口割については、平成19年12月1日現在の住民基本台帳による人口の割合により算出するものとする。

附 則（平成28年1月1日石川県知事許可）

この規約は、石川県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（令和元年12月19日石川県知事届出）

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第14条関係）

共同処理する事務		経費区分	分賦割合	
1	第3条第1号及び第2号に規定する事務	ごみ処理（ごみ固形燃料焼却施設維持管理を除く。）	処理人口割	30%
			処理実績割	70%
		ごみ固形燃料焼却施設維持管理	処理実績割	100%
			し尿処理	処理人口割
		処理実績割		70%
		ごみ処理施設建設（ごみ固形燃料焼却施設建設を除く。）	処理人口割	70%
			均等割	30%
		ごみ固形燃料焼却施設建設	基本割	5%
			処理人口割	45%
			処理実績割	50%
し尿処理施設建設	処理人口割	70%		
	均等割	30%		
2	第3条第3号に規定する事務	下水汚泥処理処分	均等割	30%
			処理処分実績割	70%
		下水汚泥処理施設建設	基本割	50%
			計画割	50%
3	第3条第4号に規定する事務	斎場維持管理	人口割	100%
			斎場建設	均等割
		人口割		70%
		4	第3条第5号に規定する事務	連絡調整事務
人口割	60%			
5	第3条第6号に規定する事務		その付帯する事務に係る経費区分の分賦割合に準ずる	

備考

- ごみ処理（ごみ固形燃料焼却施設維持管理を除く。）及びし尿処理に係る処理人口割は、前年の9月30日現在の関係市町の住民基本台帳人口に対する、それぞれの関係市町の処理人口の割合とする。
- ごみ処理（ごみ固形燃料焼却施設維持管理を除く。）及びし尿処理に係る処理実績割は、前々年の10月1日から前年の9月30日までの間における関係市町の処理実績の合計に対する、それぞれの関係市町の処理実績の割合とする。
- ごみ固形燃料焼却施設維持管理に係る処理実績割は、石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合規約（平成12年石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合規約第1号）に準ずる。
- ごみ処理施設建設（ごみ固形燃料焼却施設建設を除く。）及びし尿処理施設建設に係る処理人口割は、前年の9月30日現在の関係市町の住民基本台帳人口のうち、処理人口の合計に対する、それぞれの関係市町の処理人口の割合とする。
- ごみ処理施設建設（ごみ固形燃料焼却施設建設を除く。）、し尿処理施設建設、下水汚泥処理処分及び斎場建設に係る均等割は、関係市町で均等に負担するものとする。

- 6 ごみ固形燃料焼却施設建設に係る基本割、処理人口割及び処理実績割は、石川北部アール・ディ・エフ広域処理組合規約に準ずる。
- 7 下水汚泥処理施設建設に係る基本割は、関係市町で均等に負担するものとする。
- 8 下水汚泥処理処分に係る処理処分実績割は、前々年の10月1日から前年の9月30日までの間における関係市町の処理実績の合計に対する、それぞれの関係市町の処理実績の割合とする。
- 9 下水汚泥処理施設建設に係る計画割については、当該事業決定時における下水道法に定める、それぞれの関係市町の計画汚泥発生量とする。
- 10 斎場維持管理、斎場建設及び関係団体間の連絡調整事務に係る人口割については、前年の9月30日現在の関係市町の住民基本台帳人口の合計に対するそれぞれの関係市町の住民基本台帳人口の割合とする。